総務省令第二十一号

地方税法等の一部を改正する法律 (令和二年法律第五号) 及び地方税法施行令の一部を改正する政令 (令

和二年政令第百九号)の施行に伴い、 並びに地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)及び地方税法施

地方税法施行規則の一部を改正する省令を次の

ように定める。

行令

(昭和二十五年政令第二百四十五号)の規定に基づき、

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則 (昭和二十九年総理府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の七中第二十三号を第二十五号とし、第十七号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、 第十六号

を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 法第七十二条の三十二の二第四項又は第七項の規定による通知

第一条の七第十五号の次に次の一号を加える。

十六 法第五十三条第五十三項若しくは第五十六項又は第三百二十一条の八第四十九項若しくは第五十二

項の規定による通知

第 条の 九 0) 七を第一条の九の九とし、 第一条の 九の六の次に次の二条を加える。

(事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者の範囲)

第一条の九の七

法第二十三条第一項第十一号イ3及び第二百九十二条第一項第十一号イ3に規定する総務

省令で定める者は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合 その者と同一の世帯に属する者の住民 グ票に

住民基本台帳 法 昭 和四十二年法律第八十一号) 第七条第四号に掲げる世帯主との続柄 (次号及び 次条

に お *(* \ て 世 帯 主との 続柄」 という。) が世帯主の未届の夫である旨その他の世帯主と事実上 婚姻関係

と同 様 の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合 その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主

の未 届 の妻である旨その 他 の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨 \mathcal{O}

記載がされているときのその世帯主

第 条の九の八 法第二十三条第一項第十二号ハ及び第二百九十二条第一項第十二号ハに規定する総務省令

で定め る者は、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

世 |帯主との続柄 その 者が 住民 票に が 世 帯 世 帯 主の 主と記 未 富 載され の夫又は未届 7 いる者であ の妻である旨その る場合 そ 他 の者と同 (T) 世帯主と事実上婚姻 <u>ー</u>の 世 帯に属す 位関係. んる者 と同 \mathcal{O} 住民 様 票に \mathcal{O} 事

情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

 \mathcal{O} 未 その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合 届 の夫又は 未届 の妻である旨その 他 の世帯主と事 実上婚姻関係 その者の住民票に世帯主との続 と同 . 様 の 事情にあると認められ 柄が世帯主 る続

柄 で あ る旨 \mathcal{O} 記 載 が され ているときのその 世 帯 主

及び第三百十四条の二第九項」を 第二条の二 第三項中 医 療費控除 「第三十四条第八項及び第三百十四条の二 を 医 療費控 除 額 0 控除」 に改 め、 同条第四 第八項」に、 項中 「第三十 「この省令の -四条第 施行 九 項

地に住所を有しない者」を 「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者である者」に、 「及び次項」

を

カ

ら第六項

まで」に、

「障害者は

控除、

配

偶者控除、

配

偶

者特

別

控除

又は

扶養控

を

「障害者控除

額、

配 偶者控除額又は配 偶者特別控除 額 の控 <u>|</u>除 に改め、 「(以下この項におい て 「申告者」という。 を削

及び り、 第六項」 第三百十四 「又は所得税法」 に改め、 条 の二第 同 項を を「又は同法」 同 九 項」 条第八項とし、 を 「第三十四年 に改め、 同 条第 条第六 同条第八項を同条第九項とし、 八 項を同 項 及び 第三百十四 条第七項とし、 条 の 二 同 . 条第 第八 同条第七項中 項」 五. 項中 に改 「第三十四 め、 「第五項」 同 項を 1条第 同 を 条第 九 項

六項とし、

同

条第四

項の

次に次の

項を加

える。 。

5 定 告 < の二第 申告 は 書に添付 玉 書に添付 居住者に係る扶養控除額 項 百三条 の申 Ļ の六第三 又は 告 Ļ 書を提出する者は、 若しく 市 町村長に提 項の規定により提出 は税務署長 の控除 示し に提 なけ 次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定め に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項及び第三百十七条 示 ればならない。 Ļ Ļ 若しくは提示した当該 又 は 同 法 第百 ただし、 九 + 所得税: 匝 |条第四 国 法の 外居住者に係るものに 項、 規定に基づ 第百 九 十五 7 る書類を当 条第 7 所得税 うい 兀 項 ては 若 該 \mathcal{O} 確 l 申

次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 当該国外居住者に係る次に掲げる書類

この限りでな

イ 所得税法施行規則第四十七条の二第七項に規定する書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第八項に規定する書類

る者に該当するものとして扶養控除 当該国外居住者が法第三十四条第一項第十一号ロ①及び第三百十四条の二第一項第十一号ロ 額の控除に関する事項を記載する場合 当該 国外居住者に係る次に (1)に掲げ

掲げる書類

イ 前号イに掲げる書類

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 所得税法施行規則第四十七条の二第九項に規定する書類

三 当該国外居 住 |者が 法第三十四 |条第一 項第十一 号口 (3)及び第三百十四条の二第一項第十一号 口 (3)に掲げ

る者に該当するものとして扶養控除 額 \mathcal{O} | 控除 に関する事項を記載する場合 当該国外居住者に係る次に

掲げる書類

イ 第一号イに掲げる書類

ロ 所得税法施行規則第四十七条の二第十項に規定する書類

第二条の三第三項中 「前条第六項」 を 「前条第七 項」に、 「前 条第五百 項」 を 「前条第六項」 に改め、 同条

第四 垣 中 「前条第七項」 を 「前条第八項」 に、 「前条第五項」 を 「前条第六項」 に改める。

第二条の三の二の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中 「給与所得者の扶養親族等申告書」 を

給与所得者の扶養親族申告書」に改める。

改め、 族等 該給 の扶 書又は」に、 号を同項第三号とし、 十五条の三の二第一項第三号及び第三百十七条の三の二第一項第三号」に改め、 第二条の三の三の 申告書等には」を 与所得者 養親族等申告書」 同条第 一項中 \mathcal{O} 扶養親族等申 「給与所得者の 見出 「第四十五条の三の二第一項第四号及び第三百十七条の三の二 を 同条第三項中 「給与所得者の扶養親族申告書等には」に改め、 L 「給与所得者の扶養親族申告書」 中 ·告書 「給与所得者の)扶養! 等 親 「給与所得者 族等申 を 「当該給与所得 告書等」」 扶養親族等申告書等」 の扶養親 者 を に改め、 族等申告書又は」 \mathcal{O} 扶養親: 「給与所得者 族申 を 同項第三号及び第四号を削り、 「給与所得者 ·告書 同項第一号及び第二号を次のように $\overline{\mathcal{O}}$ を 等 扶 養親 給給 に、 同項第一号中 第一項第四 の扶 族 与所得者の扶 申 「給与 養親 告書等」」 族申 所得者 号 「給与所得者 養 告書等」 を 親 同 0 扶 族 項 第四 申 第 養 当 に 告 親 五

一 給与所得者の扶養親族申告書等

改める。

第二条の三の五第一 項に規定する公的年金等受給者の扶養親族申告書

五項」 書等」 第二条の三の三第五項及び第六項中 同 条第十 を に改め、 「第二条の二第六項」 項中 同条第九 后給 与所得者 項中 \mathcal{O} 「給与所得 に改め、 扶養親 族等申 「給与所得者の扶養親族等申告書等」 者の扶 同条第十一 告書」 養親 項 中 を 族等 「給与所得者 申告書」 「給与所得者の扶養親族等申告書」 を 0) 「給与所得者 扶 養親 族申 を「給与所得者の扶養親族 -告書」 \mathcal{O} 扶養 親 に、 族 を 申告 「第二条 「給与所得者 書 に の二第 争告 改 8

第二条の三の 四の 見出し及び同条第一項第一号中「給与所得者の扶養親族等申告書」 を 「給与所得者の扶

養親:

族申

-告書」

に改

いめる。

の扶養親族申告書」

に改める。

者 者 条の二第六項第二号」を 第二条 0 \mathcal{O} 扶養親族申告書」 扶 養 水の三の [親族申告書] 五. 0) 見 出 に、 に 改 L 「第二条の二第七項第二号」 及び同り め、 「第三百十七条の三の三第五項」 同 条第二 条第一 項中 項中 「公的 「公的年金等受給者 年金等受給者 に改め、 を 同条第三項中「公的年金等受給者の扶養親族 「第三百十七条の三の三第四項」に、 \mathcal{O} の扶養親族等申告書」 扶養親族等申 告 書 を を 「公的 「公的年金等受給 年金等受給 「第二

等申告書」 を 「公的年金等受給者 \mathcal{O} 扶養親族申告書」 に改 らめる。

第二条の三の六の見出 し中 「公的年金等受給者 の扶養親族等申告書」 を 「公的年金等受給者の扶養親 族申

り、 族等 四号 め、 族等 的 を 条の二第七項第二号」に、 第二条の二 年 「第四 を削 同 同 申 申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、 金等 -告書」 · 条第· 条第八項中 に改め、 受給 り、 十五条の三の三第 九 項中 を 第五項」 同項第五号を同項第三号とし、 者 同条第一項中 \mathcal{O} 「公的年金等受給者 扶 「公的 「公的年金等受給者の 養親 を 年金等受給者 族等申告書」 「第二条の二第六項」 「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族 項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」 「第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一 の扶養親族申告 を \mathcal{O} 扶養親 扶養親族等申告書」 「公的年金等受給者の 同条第二項、 に改 族等 申告 め、 書 書 に改め、 同条第十項中 第四 を を 項及び第五 扶養親 「公的. 「公的年金等受給者 同条第六項中 昭昭 族申 年 「第二 金等受給者 和四十二年法律第八十一号) 告書」 項中 一条の二 「公的年金等受給者 「公的年金等受給 に改め、 に改 第六項第二号」 の扶 の扶養親 め、 養親 同 同 族申 族 項 第 項第三号 审 -告書」 項第四号」 告 者 号 中 を 書 の扶 0 扶 及 申 第二 に、 に改 を削 養親 び 養 「 公 告 親 第

告書」 第二条の三の七の見出し中 に改める。 「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」 を 「公的年金等受給者の扶養親 族申

書

に改める。

第三条の十四を第三条の十四の二とし、第三条の十三の三の次に次の一条を加える。

(法第七十二条の二第一項第三号の事業)

第三条の 十四四 法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定め

る事業は、 他の者 の需要に応じ電気を供給する事業 (電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第二条

第 一項第二号に規定する小売電気事業 (次項において「小売電気事業」という。)、 同条第一項第八号に

規定する一般送配電事業 (次項及び第六条の二第一項において「一般送配電事業」という。 同法

条第一項第十二号に規定する特定送配 電事業 (次項において「特定送配 電事業」という。)、 同 条第一項

第 十四四 号に規定する発電 事 業 (次項にお ζì 7 「発電 事業」 という。 及び次項に規定する事業に該当する

部分を除く。)とする。

2 法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、 自ら

が 維持し、 及び運用する発電用の電気工作物 (電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作 物を

1 う。 第六条の二第一項において同じ。) を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事 業

発電事 業に該当する部分を除き、 当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給す

る場合における当該供給を行う事業(小売電気事業、 一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分

を除く。)を含む。)とする。

第三条の十五 一の見出 し 中 「第二十条の二の十七」を「第二十条の二の十八」に改め、 同条第一 項 中

十条の二の十七第一 項」を「第二十条の二の十八第一項」に改め、 同条第二項中 「第二十条の二の十七第二

項」を「第二十条の二の十八第二項」に改める。

第四条の見出し中「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に改め、同条第一項中「第二十一条の五第一

項」 を 「第二十一条の六第一項」に、 「本項」を「この項」 に改め、 同条第二項中「第二十一条の五第二項

を 「第二十一条の六第二項」に、 「本項」を「この項」 に改める。

第四条の二の次に次の一条を加える。

(政令第二十二条第七号の総務省令で定めるもの等)

第四条の二の二 政令第二十二条第七号の総務省令で定めるものは、 エネルギー供給事業者による非化 石 工

ネ ルギー 源の利用 及び 化石エネルギー 原料の有効な利用 \mathcal{O} 促進に関する法律施. 行規則 (平成二十二年 経済

産業省令第四十三号)第三条第一項第二号に規定する非化石証書 (非化石エネルギー 源の利用に関する電

気事業者の判断の基準 (平成二十八年経済産業省告示第百十二号) 1三に規定する非化石電源としての価

値 を有する電気として経済産業省が認定したも のの量に係るものに限る。)とする。

2 政令第二十二条第七号に規定する総務省令で定める場合は、 電気供給業を行う法人が同号の電気の供給

に応じて前項に規定する非化石証書を使用する場合とする。

第四条の五第二号中「外国法人」の下に「(第四条の六の二及び第四条の七において同じ。)」を加える。

第四条の六の二(見出しを含む。)中「第七十二条の二十五第十五項及び第十六項」を「第七十二条の二

十五第十七項及び第十八項」に改め、 同条を第四条の六の四とし、 第四条の六の次に次の二条を加える。

(法第七十二条の二十五第十一項の申告書に添付する書類)

第四句 条の六の二 法第七十二条の二十五第十一項に規定する書類は、 当該事業年度の収入金額、 付加 価 値 額

及び資本金等の額に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの (当該各号に掲げるものの作成を電磁的記

録 の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)とする。

当 該事業年度の貸借対照表及び損 益計算書 (貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法

人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。

外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算

書

(法第七十二条の二十五第十二項の申告書に添付する書類)

第四句 条の六の三 法第七十二条の二十五第十二項に規定する書類は、 当該事業年度の収入金額及び)所得 に関

する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書 (貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない 法人

に あつてはこれらに準ずるものとし、 貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う

法 人にあつては当該電 磁的記録を出力したものとする。)とする。

第 四条 \mathcal{O} t 第一 号 中中 「法第二十四条第三項に規定する」 を削り、 同条第二号中 「収入割を申 告納 付 すべ

き法人」 を 「法第七十二条の二第一 項第二号に掲げる事業を行う法人」に改め、 「出力したもの」 の 下 に

とする。」を加え、同条に次の二号を加える。

法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前 日

までの期間に係る収入金額、 付加 価 値額及び資本金等の 額に関する計算書並びに次に掲げるも \mathcal{O} (当該

次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの

1 当該期間終了の 日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書 (貸借対照表又は損益計算書を作

成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。 口 に お *(*) て同じ。

口 外国法人の 国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該期間終了 の日における貸借対照表

及び当該期間 の損益計算書

兀 法第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人 当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日

までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書 並びに当該期間終了 の日における貸借対照表 及び当

該 期 間 \mathcal{O} 損 益 計 算書 貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該 (貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれ 5 に準

電磁的記録を出力したものとする。)

ずるものとし、

第六条の二の見出し中「第七十二条の四十八第三項第二号イ」を「第七十二条の四十八第三項第二号ロ」

に改め、 同条第一項を削り、 同条第二項中 \neg (電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物 をい

う。 第四 項において同じ。 を削り、 同項を同条第一項とし、 同条第三項を同条第二項とし、 同条第四項

を削る。

第七条の二中 「経済センサス基礎調査規則 (平成二十年総務省令第百二十五号)」を 「経済センサス基礎

調査 規則 (平成三十一年 総務省令第四十六号)による改正 前 の経済セ ンサス基礎調査規則 (平成二十年 総務

省令第百二十五号。 以 下 「旧経済センサス基礎調査規則」 という。)」に改める。

第七条の二の二中「経済センサス基礎調査規則」及び「同令」を「旧経済センサス基礎調査規則」 に改め

る。

第七条の二の九中 「商業統計調査規則 (昭和二十七年通商産業省令第六十号)」を 「商業統計調査規則及

び特定サー ビス産業 実態 調 査規則を廃止する省令 (令 和 元年経済産業省令第十四号)による廃止前 : の 商 業統

計 調 査規 則 (昭 和二十七 年通商産業省令第六十号)」 に改め、 同条第二号中 「経済センサス基礎調 査規 텘

を「旧経済センサス基礎調査規則」に改める。

第七条の二の十五中「経済センサス基礎調査規則」 を 「旧経済センサス基礎調査規則」 に改める。

第八条の 四の見出し中 「の提出」 を削 り、 同条中 「法第七十四条の六第 項 の 下 に (第三号又は第四

号に係る部分に限る。 _ を加え、 「当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機

等が 以下この に積み込まれたことを当該積込み港の所轄税関長が証明した書類その他の」 同 項第三号又は 条及び第八条の 第四 号 + に改 第三号に め、 同 お 条を同 7 7 「消費等」 条第二項とし、 とい · う。 同 条 が に 第一 同 項 第 項として次 を削り、 一号から第四 0 「消費その他 項 号まで」 を加 える。 。 を の処分 消 費

ばこの を当該 下この 販売業者等は、 法第七十四条 売渡 条及び第八条の 積込み港 L 又は 当該製造たばこが外国航路又は外国航空路に就航する船舶又は航空機に積み込まれたこと \mathcal{O} の所轄税関長が 六第一 消費等に + -項 .該当することを証するに足 第三号にお (第一号又は第二号に係る部分に限る。 証 明した書類その他の当該製造たばこの売渡し又は消費その他 **\ 「消費等」 という。) りる書類を保 が 存 同 0) 項第一号又は L な 規定の適用を受けようとする卸売 け れ ば なら 第二号に掲げる製造た な 他の処分 以

項及 基準 ネル 第 び ギ 達成レベル」 九条の二 第十一 Ì 消費効率」 項第二号の項中 第 八項第二 を を 「令和二年度燃費基準達成レベル」に改め、 「令和二年度基準 号、 第十 「平成三十二年度燃費基準達成レベル」 項第二号、 エネルギー消費効率」に改め、 第十 五項第二号及び第十八項第二号中 同条第二十七項中 を 同条第二十九項の表第八項第二号の 「令和二年度燃費基準達成 「平成三十二年度基 平 成三十二年 レベ 度燃 準 費 工

に改める。

第九条の四中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」 を「令和二年度燃費基準達成レベル」 に改める。

第十条の二の十二(見出しを含む。) 中 「第三百四十三条第九項」 を 「第三百四十三条第十項」に改め、

同 条を第十条の二の十五とし、 第十条の二の十一の次に次の三条を加える。

政令第四十九条の二第二号の固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者)

第十条の二の十二 政令第四十九条の二第二号の固定資産に係る所有者情報を保有すると思料される者であ

つて総務省令で定めるものは、 次に掲げるものとする。 ただし、 第二号及び第七号に掲げる者については

同条第一 号から第四号までに掲げる措置により判明 ĺ た者に限る。

- 一 当該固定資産の使用者と思料される者
- 一 当該固定資産に関し所有権以外の権利を有する者
- 三 当該 固定資産が所在する土地 の登記事項証明書の交付の請求及び政令第四十九条の二第一号から第四

号までに掲げる措置により判明した当該土地に関し所有権その他の権利を有する者 (当該固定資産 が土

地である場合には、 当該土地 にある物件の登記 事項 証明書の交付 の請求 及び 同条第一号から第四号まで

に掲げる措置により 判明 した当該物件に関し所有権その他の権利を有する者)

兀 当該固定資産が農地である場合には、 当該農地が記載されていると思料される農地台帳を備える農業

委員会

五. 当該固定資産が 森林の土地である場合には、 当該森林の土地が記載されていると思料される林地 台帳

を備える市町村の長

六 当該固定資産が所有者の探索について特別の事情を有するものとして総務大臣が定める土地又は家屋

である場合には、総務大臣が定める者

七 政令第四十 九条の二第三号の登記名義人等又は同 .条第四号の固定資産の所有者と思料される者が合併

以外 \mathcal{O} 事 由 に より解散した法人である場合には、 当該法: 人の清算人又は 破産 管財 人

政令第四十九条 の 二 第三号の登記名義人等が記録されていると思料される書類等)

第十条の二の十三 政令第四十九条の二第三号の登記名義人等が記録されていると思料される書類であつて

総務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

当該登記 名義 人等が 日本国籍を有する個人である場合には、 次に掲げる書類

イ 住民基本台帳

- ロ 戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票
- 当該登記名義 人等が 7日本1 国 [籍を有 しな い個. 人である場合には、 次に掲げる書類
- イ 住民基本台帳
- 口 登録 原票 (政令第四十九条の二第三号に規定する登録原票をいう。 次項第二号ロにおいて同
- 三 当該登記名義人等が法人である場合には、次に掲げる書類
- 1 法人の登記簿 (当該法人が地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体である場合

(昭和二十二年内務省令第二十九号) 第二十一条第二項に規定する

台帳)

にあつては、

地方自治法施行規則

- 口 当該 法人の代表者 (政令第四十九条の二 第一号から第四号までの措置により判明し た者 に限 る。 次
- 又は戸籍 の附票 (当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合には、 当該法 人の清 算 人

が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除

籍

簿

項第三号ロにおいて同じ。)

- 又は破産管 財 人 (同 条第一 号から第四号までの措置により判明した者に限る。 次項第三号 口 におい 7
- 同じ。 が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は 戸籍 \mathcal{O} 附 票)

2 政令第四十九条の二第四号の固定資産の所有者と思料される者が記録されていると思料される書類であ

つて総務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

当 該固定資産 の所有者と思料される者が日本国籍を有する個人である場合には、 戸籍簿若しくは除籍

簿又は戸籍の附票

当該固定資産の所有者と思料される者が日本国籍を有しない個人である場合には、次に掲げる書類

イ 住民基本台帳

口 登録原票

三 当 該 固定資産 の所有者と思料される者が法人である場合には、 次に掲げる書類

イ 法人の登記簿

口 当該法人の代表者が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は 戸籍

0 附票 (当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合には、 当該法人の清算人又は破産

管財人が記録されていると思料される住民基本台帳及び戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の)附票)

(政令第四十九条の二第五号の固定資産の所有者を特定するための措置)

第十条の二の十四 政令第四十九条の二第五号の固定資産の所有者と思料される個人又は官公署に対してと

る所有者を特定するための措置であつて総務省令で定めるものは、 次に掲げるもののいずれかとする。

当該個人 (未成年者である場合にあつては、 その法定代理人を含む。 次号において同じ。)に対する

書面の送付

二 当該個人への訪問

三 官公署に対する書面の送付その他の措置

第十条の三(見出しを含む。)中 「第四十九条の二の二第一項」 を「第四十九条の四第一項」に改める。

第十条の七の三第一 項 中 「社会福祉法」 の 下 に 「第六十八条の二及び」を加え、 (同法」を「(それぞ

れ同法」に改める。

第十条の十四を削る。

第十条の十五 (見出しを含む。) 中「第三百四十九条の三第二項ただし書」を「第三百四十九条の三第一

項ただし書」に改め、同条を第十条の十四とする。

第十条の十六を第十条の十五とする。

第十一条の見出し及び同条第一項中「第五十二条の二の二第二項」を「第五十二条の二の二第三項」に改

め、 同条第二 一項中 「第五十二条の二の二第二項第一号」を「第五十二条の二の二第三項」に改め、 同条第三

項を削る。

第十一条の二(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第五項」を「第三百四十九条の三第四項」に改

める。

第十一条の三(見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第六項」を「第三百四十九条の三第五項」に改

める。

第十一条の三の二(見出しを含む。) 中 「第三百四十九条の三第八項」を「第三百四十九条の三第七項」

に改める。

第十一条の四 (見出しを含む。) 中「第三百四十九条の三第九項」を「第三百四十九条の三第八項」に改

める。

第十一条の十四 (見出しを含む。)中「第三百四十九条の三第二十七項」を「第三百四十九条の三第二十

六項」に改める。

率 第十五 に 第十五条の四の二第二項中「第五十二条の十三の三第四項」を「第五十二条の十三の三第五項」に改める。 に改め、 改 め、 条の九第五項第二号中 同 条第-同条第十一項の表第五項第二号の項中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」 九項中 「平成三十二年度基準エネ 「平成三十二年度燃費基準達成レベル」 ルギー 消費効率」を を 「令和二年度基準 「令和二年度燃費基準達成レベ 立 を「令和二年度 ネル ギ 消 費効 ル

燃費基準達成レベ ル」に改める。

第四百六十九条第一項」 第十六条の二の三の見出し中 第十五条の十一中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。 の下に 「の提出」 \neg (第三号又は第四号に係る部分に限る。 を削り、 同 条中 「第八条の四」 を 「第八条の四第二項」 を加え、 同条を同条第二項 に改め、

同条に第一項として次の一項を加える。

の適用を受けようとする卸売販売業者等が保存すべき書類について準用する。 第八条の四第一 項の規定は、 法第四百六十九条第一項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定

第 十六条の十二第二項を同条第三項とし、 同条第一項の次に次の一項を加える。

2 政令第五十四条の二十第二号に規定する総務省令で定める施設は、 卸売業者が生鮮食料品等を保管する

施設のうち卸売市場法施行規則 (昭和四十六年農林省令第五十二号) 第七条第五項の規定により事業報告

書において開設者に報告された施設とする。

第二十 -四 条 \mathcal{O} 五. \mathcal{O} 見出しを (政令第五十六条の二十 九 の施設) に改め、 同条に次 0 項を加える。

2 政令第五十六条 の二十九第二号に規定する総務省令で定める施設は、 卸 売業者が生鮮 食料品等を保 管す

る施設のうち卸売市場法施行規則第七条第五項の規定により事業報告書において開設者に報告された施設

とする。

第二十四条の三十九第一 項 中 「としている」を「その他の方法が規定されている」 に改め、 同項第四号の

次に次の三号を加える。

四の二 法第七十一条の十第二項の納入申告書の提出

四の三 法第七十一条の三十一第二項の納入申告書の提出

四の四 法第七十一条の五十一第二項の納入申告書の提出

第二十四条の三十 -九第一 項第七号中 「第十項」 を 「第十二項」に改め、 同条第二項中「としている」を

その他の方法が規定されている」に改める。

第二十四条の四十第一項及び第二項中「としている」を「その他の方法が規定されている」に改める。

附則第二条の八 (見出しを含む。) 中 「附則第九条第二十二項」を 「附則第九条第二十一項」 に改める。

附 則第二条の九 (見出しを含む。) 中 「附則第九条第二十三項」を 「附則第九条第二十二項」に改める。

附則第三条の二の二第二項第一号中「第六十三条の二第一項」を「第六十三条の三第一項」に改める。

附則第三条の二の五中「経済センサス基礎調査規則」を「旧経済センサス基礎調査規則」に改める。

附則第三条の二の十二を削る。

附則第三条の二の十三 (見出しを含む。) 中「附則第七条第十二項」を「附則第七条第十一項」に改め、

同条を附則第三条の二の十二とする。

附 則第三条の二の十四(見出しを含む。) 中 「附則第七条第十五項第二号」を 「附則第七条第十四項第二

号」に改め、同条を附則第三条の二の十三とする。

附 則第三条の二の十五 (見出しを含む。)中「附則第七条第十五項第三号」を「附則第七条第十四項第三

号」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の十六の見出し中 「附則第十一条第十三項」を 「附則第十一条第十二項」 に改め、 同条第

る適格特例投資家限定事業者」に改め、 項中「附則第十一条第十三項に規定する適格特例投資家限定事業者」を「附則第十一条第十二項に規定す に改め、 同条第二項中 「附則第十一条第十三項第二号イ」 同項第二号中 「附則第十一条第十三項」を を「附則第十一条第十二項第二号イ」に改め、 「附則第十一条第十二項

同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の十七(見出しを含む。)中「附則第七条第十九項」を「附則第七条第十八項」に改め、

同条を附則第三条の二の十六とする。

附則第三条の二の十八 (見出しを含む。) 中「附則第七条第二十一項」を「附則第七条第二十項」 に改め

同条を附則第三条の二の十七とする。

附 則第三条の二の十九の見出し及び同 条第一項中 「附則第十一条第十四項」 を 「附則第十一条第十三項」

に改め、 同条第二項中 「附則第七条第二十二項」を「附則第七条第二十一項」に改め、 同条を附則第三条の

二の十八とする。

に改め、 附 則第三条の二の二十の見出し及び同条第一項中 同条第二項中 「附則第七条第二十三項第一号」 「附則第七条第二十三項」を を「附則第七条第二十二項第一号」に改め、 「附則第七条第二十二項」 同条を

附則第三条の二の十九とする。

附則第三条の二の二十一(見出しを含む。) 中 「附則第十一条第十七項」 を「附則第十一条第十六項」に

改め、同条を附則第三条の二の二十とする。

附則第三条の二の二十二を附則第三条の二の二十一とする。

附則第四条の七第九項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附則第五条の二第三項から第六項までの規定中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃

費基準達成レベル」に改める。

附 則第六条第十三項を削り、 同条第十二項中 脱有機酸装置」 及び 脱フェ ノ| ル装置」 を削り、 同

項を同条第十三項とし、 同条第十一 項の次に次の一 項を加え える。

12 附則第十五条第一項第三号に規定する総務省令で定める小規模な総合効率化事業者は、 次に掲げるもの

以外のものとする。

その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメー トルを超えており、 かつ、 当該路線

の全部又は一部が大都市 (東京都、 大阪市及び名古屋市をいう。 又は都市 (横浜市及び福岡市をいう。

に存する鉄道事業者等 (大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法

平 成元年法律第六十一号) 第七条第 項に規定する特定鉄道事業者を除く。

貨物 法律 項に規定する旅客会社、 旅 客鉄道株 鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律 (平成十三年法律第六十一号) 式 会社及び 日本貨物鉄 旅客鉄道 附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本 道株 株式会社及び日本貨物鉄道 式会社に関する法 (平成二十七年法律第三十六号) 律 (昭 株式会社に関する法律の一部を改 和 六十一年法律第八十八号) 附則第二条 第一 正 する

項に規定する新会社

五項中 第四号イ」 十五条第二項第四号イ」に改め、 五条第二項第五号に」を 附 則第六条第十 濃縮又は燃焼装置、 附 に改め、 則 第十五 应 項中 同条第十八項中 条第二 「附則第十五条第二項第四号に」に、 附 蒸発洗浄又は冷却装置」、 項第四号」 則第 同条第十七項中 十五条第二項第三号」 附 を 則第十五条第二項第六号」 「附則第十五条第二 「附則第十五条第二項第五号イ」 を 脱有機酸装置」 「附則第十五条第二項第二号」 項第三号」 「附則第十五条第二項第五号イ」 を 「附則 に改 及 び 第十五条第二 め、 同条第十 脱フ を「附則第十五条第二項 エ に改め、 六 項第五号」 1 項 中 ル を 装置、 附 同 附 に改め 則 条 第十 脱 則第 第 + T

附則 同 三十八項中「貨車」の下に「であることについて国土交通大臣の定めるところにより国土交通大臣の証 ンモニア装置」 された車両」 年 号ニを削 条第四十項を同条第四十一項とし、 第十一 法律第八十八号)」 b, 条第十 を加え、同条第四十二項から第四十四項までを削り、 を削り、 同項第二号中 項 第 を削り 同条第十九項第一号中「同条第八項」を「同条第九項」に改め、 号 り、 可可 を 可能なも 同条第三十七項第一号中 「附則第十一条第十一 同条第三十九項を同条第四十項とし、 \mathcal{O} の 下 に \neg (電気機関車を除く。 項 に改め、 (平成元年法律第六十一号)」を削 同条第四十一項を同条第四十二項とし、 同条第三十二項第四 _ 同条第三十八項の次に次の一項 を加え、 号 同条第二十五項第 同 中 条第三十項中 り、 (昭 同 和 · 条第 明が 六 +

39 法 附 則第十五条第十七項に規定する総務省令で定める小規模な総合効率化事業者は、 次に掲げるも の以

を加

える。

外

のものとする。

その営む鉄道又は軌道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、 当該 路線

の全部 又は 部が大都市 (東京都、 大阪市及び名古屋市をいう。 又は 都市 (横浜市 及び福 出 市 を . う

に存する鉄道事業者等 (大都市地域における宅地開発及び鉄道整備 (T) 体的推 進に関する特別 措 置

法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一 項に規定する旅客会社、 旅客鉄

道株式会社及び 日本貨物鉄道株式会社に関する法律 \mathcal{O} 部を改正する法律 (平成十三年法律第六十一 号

附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律

 \mathcal{O}

部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号) 附則第二条第一項に規定する新会社

附則第六条第四十五項中 「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、 同項を同条

第四十三項とし、 同 条第四十六項中 「附則第十五条第二十五項」 を 「附則第十五条第二十二項」 に改め、 同

項を同り 条第四十四項とし、 同 条第四 十七 項中 附 則第十五条第二十六項」 を 「附則第十五条第二十三項」に

改め、 同 「項を同条第四十五項とし、 同項の次に次の一項を加える。

46 法附則第十五条第二十三項に規定する当該設備のうち総務省令で定めるものは、 前項第四号に掲げる機

械その他の設備とする。

附 則第六条第四十八項中 「附則第十一条第二十八項」 を 「附則第十一条第二十五項」 に改め、 同項を同条

第四十七項とし、 同条第四十九項中 「附則第十一条第二十九項」を 「附則第十一条第二十六項」 に改め、 同

ホ」 三十項第一号ハ」に改め、 を 附則第十五条第三十項第 同項を同条第五十九項とし、 号二」 に改め、 同項を同 同条第六十二項中「附則第十五条第三十三項第一号 条第六十項とし、 同 項の次に次の一 項を加える。

61

法

附

則第·

十五

条第三十項第二号ハに規定する総務

省令で定め

る規模

は、

出力五千キ

口

ワ

ツ

トとする。

項中 第七 項 め、 を を 第十五条第三十二項」 第三十二項」 条第三十六項第六号」 附 附則第十五条第三十六項」 十項から第七十四項までを削り、 附則第十五条第三十三項」 に改め、 同項を同条第六十二項とし、 則第六条第六十三項中 「附則第十五条第三十八項」を に改め、 同項を同条第六十三項とし、 に改 に改め、 同項を同条第六十四項とし、 め、 「附則第十五条第三十三項第三号 に改 に改め、 同項を同条第六十八項とし、 同 頂を同り 同条第六十四項中「附則第十五条第三十四項」を め、 「附則第十五条第三十四項」に改め、 同条第七十五項中 条第六十五項とし、 同項の表の第一号中 同項を同条第六十六項とし、 同条第六十五項中 同 条第六十六項中 「附則第十一条第四 同条第七十六項 同 ハ 「附則第十一 「附則第十五条第三十五項」 条第六 を 「附則第十五条第三十項第三号ハ」 同 + 「附則第十五条第三十五項」 ·七項 条第六十八 条第四十項第一号」 同項を同条第六十七項とし、 中 曱 十一項第七号」 附 附 則第十 項を削 則第十 附 則第十五条第三十 を 五 り、 五条第三十 を 条第四十二項」 「附則第十五 を 同 「附則第十 条第六十九 附 を 三則第十 「附則 に改 同 条

三号」 を同 中 第十一条第四十項第四号」 Ļ 兀 附則第十一条第三十九項」に改め、 三十七項」 五条第三十八項」に改め、 五項第二号」に改め、 を に 十五 条第三十五項第一号」に改め、 条第七十六項とし、 附 改 同条第八十三項中 附 項第 に改め、 則第十 め、 則第十一 に改り 同 号 項を同 条第 同項 め、 条第三十九項」 を 应 を同条第七十七項とし、 同項を同 条第六十九項とし、 附 干五 同 「附則第十一条第四十五項第二号」を 則第十 同条第八十四項中 表 に改め、 一項第一 同項を同条第七十一項とし、 の第三号中 条第七十項とし、 号 条第四 に改め、 同表の第二号中 同項を同条第七十八項とし、 同項を同条第七十二項とし、 を 「附則第十 十項 同 「附則第十 条第七 同項を同条第七十三項とし、 「附則第十一条第四十五項第三号」を 同条第二 第 同条第七十八 号 十七項 「附則第十一条第四十項第二号」を「附則第十一条第三十 条第四· 八十五項中 条第四 に改 中 同条第七十九項中 め、 十項第三号」 一十項第 附則 了 項 中 「附則第十一条第四十項第二号」 同 附 同条第八十項中 第十五 同条第八十六項中 項 「附則第十五条第四十 を同 則第十一 号 を |条第 同条第八十一 条第四 に 「附則第十一条第四十四 「附則第十一 条第四十五項第四 改め、 七十 十三 兀 「附則第十一条第四十四項 「附則第十一条第四 項」 項 同項を同 「附則第十一 項中 らし、 条第三十五 匹 を 項 「附則 「附則第十一条第 同 条第 に改め、 号 条第 を 条第四 第十五 七 附 項」 を 十 五 項第三号 八十二項 一十項第 則 「附則 十六 を 第十 同 項 項 عَ

項」 十 一 項」 を「附則第十一条第四十一項」に改め、 に改め、 同]項を同 条第七十 九項とし、 同項各号中 同条第八十七 「附則第十五条第四十七項」を「附則第十五条第四 項中 附 則第十一条第四 十七 項」 を 附]則第十

則第十五 条第四十三 項」 に改 め、 同 項を同条第八十一項とし、 同条に次 0 五. 項を加える。

条第四

干 二

項」

に

改

め、

同

|項を同

条第

八十項とし、

同

· 条第:

八十八

項中

附

則第·

十五

条第

加

九項」

を

州

82 政令附則第十一条第四十七項に規定する総務省令で定める機械及び装置は、 集会施設、 研修施設、 託児

施設、 施設に お 生活改善センター、 いて農林漁業者の 共同 農作業管理休養施設、 利用に供する機械及び装置とする。 農業者等健康増進施設、 地域休養施設又は生活安全保護

83 政 令 - 附則第-+ 条第四 十 七項に規定する総務省 令で定めるところにより計算 L た取得価額は、 次の各号

一 購入した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額

に

掲げ

る機

械及び

装置

0)

区分に応じ、

当該各号に定め

る金額とする。

1 当該機械及び装置 |の購入の代価 (引取運賃、 荷役費、 運送保険料、 購入手数料、 関税その他当該機

口 械 及び 当該 装置 機 械及 の購入のために要した費用がある場合には、 び装置を事業の用に供するために直 直接要し た費用 その費用 の額 の額を加算した金額

- 購入以外の方法により取得した機械及び装置 次に掲げる金額の合計額
- 1 その 取得 \mathcal{O} 時に お ける当該 機械 及び装置 \mathcal{O} 取 得 \mathcal{O} ため に通常要する価値 額
- 口 当該 機 械 及 Ţ 装置を事 業 0 用に供するために直 接要、)た費E 用 \mathcal{O} 額
- 政令附則第十一 条第四十九項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価 額 は、 次

84

- \mathcal{O} 各号に掲げる機械装置等の区分に応じ、 当該各号に定める金額とする。
- 一 購入した機械装置等 次に掲げる金額の合計額
- 1 当該 機械装 置等 Ò 購 入の代価 (引取運賃、 荷役費、 運送保険料、 購入手数料、 関税その 他当該機械
- 装置等の 購 入の ため É 要した費用 が ある場合には、 その 費用 \mathcal{O} 額を加 算 した金額
- 口 当該 機 械 装 置等 を 事 業 \mathcal{O} 用 に供するために直 接 要し た費 用 \mathcal{O} 額
- 購入以外の方法により取得 した機械装置等 次に掲げる金額 の合計 額
- 1 その取得の時に おける当該機械装置等の取得のために通常 要す る価 額
- 口 当 該 機械 装置等を事 ,業の用に供するために直 接 要した費用 \mathcal{O} 額
- 法附則第十五条第四 十九項に規定する地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線

85

局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものは、 無線設備 規則 (昭 和

二十五年電波監理委員会規則第十八号) 第三条第十五号に規定するロ 力 ル 5 G の無線 局 (無線 局 免許手

続 規則 (昭 和二十五 年 電波監理委員会規則第十五号) 別表第二号第2注 - 21 (11) に規定す る地 域 社 会 0 諸 課題

の解決に寄与するものに限る。)とする。

86 政令附則第十一条第五十一項に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、 次の各号

に掲げる償却資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した償却資産 次に掲げる金額の合計額

1 当該 償却 資 産 $\overline{\mathcal{O}}$ 購入の 代 価 (引取 運 賃、 荷役費、 運送保険料、 購入手数料、 関税その他当該償却資

産 0 購入のために 要し た費用 がある場合には、 その 費用の 額を加算 Ü た金額

口 当該 償却資産を事業の用に供するために直接要した費用 の額

購入以外の方法により取得した償却資産 次に掲げる金額 の合計 額

1 その 取得 の時に における る当該償却 資産の 取得 のために 通常要する価 額

ロ 当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

附則第八条の三の五第三項第二号及び第五項第二号中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二

年度燃費基準達成レベル」に改める。

改め、 三条の三第九項第一号イ」に改め、 三号から」に、 二第二項」に改め、 第十三条の三第九項第二号イ」に改め、同号ロ中「第三十一条の二第二項第十二号又は」を「第三十一条の 項」に、 項又は第二十四項」に改め、 六項」を 項」に、 は第二十四項」に改め、 附 則第十三条の三第二項第一号中 同条第三項及び第四項中 「同条第二十四項若しくは第二十五項」に、 「第二十条の二第二十三項」を「第二十条の二第二十二項」に、 「同項第十二号又は第十四号」を「同号」に改め、 「同項第十二号、」を「同項」に改め、 同項第三号イ中「第十三条の三第十項第三号イ」を「第十三条の三第九項第三号イ」に 同条第六項第二号中「第十三条の三第十二項第二号」を「第十三条の三第十一項第 同項第二号中 「第二十条の二第二十四項又は第二十五項」を「第二十条の二第二十三項又 同号ロ中「第三十一条の二第二項第十二号、」を「第三十一条の二第二 「第三十一条の二第二項第十二号から」を「第三十一条の二第二項第十 「第三十一条の二第二項第十二号及び」を「第三十一条の二第二 「同条第二十四項又は第二十五項」を 同号イ中「第十三条の三第十項第一号イ」を「第十 同号イ中「第十三条の三第十項第二号イ」 「同条第二十五項若しくは第二十 「同条第二十三 を「

改め、 第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改め、 の二第二十六項」を「第二十条の二第二十五項」に改め、 二号」に改め、 同条第八項中「第十三条の三第十四項」を 同条第七項第一号中「第十三条の三第十三項第一号」を「第十三条の三第十二項第一号」に 「第十三条の三第十三項」に改め、 同条第十二項第三号中 同条第十 「第三十一条の二第二項第 同 条第九項第三号中 項中

十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第十三条の四第一項中「自治省令」を「総務省令」に改める。

附則第二十三条第一項第一号ハ(7)から(9)まで及び第二項第一号ハ(7)から(9)まで並びに第二十三条の二第一

項 第 一 号 ハ (7) から9までの規定中「三十一年十月旧法」 を 「元年十月 旧 法 に改める。

法 附 に改め、 則第二十五条第一項第一号ハ⑦中「次条第一項」を「次条」に、 同号ハ8及び9並びに同条第二項第一号ハ7から9までの規定中「三十一年十月旧法」を「元 「三十一年十月旧 法 を「元年 十月旧

年十月旧法」に改める。

法 附 を 則第二十六条第一項第一号ハ7から9まで及び第四項第一号ハ7から9までの規定中 「元年十月旧法」 に改める。 「三十一年十月旧

特例基準割合適 第 を 一号の三様式中「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、 「延滯金特例基準割合」」 田年」を「Aの年」に、 に改め、 「特例基準割合に」 「(以下「特例基準割合適用年」という。) を 「延滞金特例基準割合に」 _ に を削り 改 「特例基準 8 り、 豐心 账 認

式備考2中「おうた」を「おった」に改める。 当該特例基準割合適用年」や「その年」に、 世心」」 第 一号の を「「延滯金特例基準割合」」 匹 様式の表中 「の規定により告示された割合」を に改め、「(以下「特例基準割合適用年」という。) 「特例基準割合に」を 「に規定する平均貸付割合」に、 「延滞金特例基準割合に」 に改め、 「特例基準 を削り、 同様

第三号様式別表を次のように改める。

第三号様式別表 (別添①) 挿入

各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合 特別措置法」や「所得税法等の一部を改正する法律 に改め、 第四号様式、 「割合) 第四号の二様式及び第五号の二様式中「以郊」を「から令者2年12月31日まで」に、 Γ を 「割合) とします。 令和3年1月 (令和2年法律第8号) \vdash 日以後の期間については、 による改正前の租税特別措置法 当該期間の属する 「租税

た割合 H した割合とし、 (以下「延滞金特例基準割合」という。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において 年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)と」以お 年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算

第五号の四様式を次のように改める。

める。

第五号の四様式 (別添②) 挿入

第五号の四様式別表を次のように改める。

第五号の四様式別表 (別添③) 挿入

第五号の十三様式を次のように改める。

第五号の十三様式 (別添④) 挿入

第六号様式別表八の表中 「積荷保険」 を 「貨物保険」 に、 種 椬 保 溪 を を 俫 阗 に改

める。

を終 げる製造たばこ」の次以「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」 書で 第十六号様式別表一記載要領4中 規定する葉巻たばこについて」に改め、 を加え、 「法第74条の4第3項第2 「紙巻たばこについて」や「紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし 「製造たばこ」 中 を 「同条第3項第 の次に _ (同項ただし書に 0 中 に改め、 を加える。 同 規定する葉巻た 記 載要領5中 . H ()

記載 に掲げる製造 造たばこ」 第十六号様式別表二記載要領4、 要領4及び同様式別表三記載要領4中 を たばこ 「紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただし書に規定する葉巻たばこの本数、 (同項ただし書に規定する葉巻たばこ 第十六号の二様式記載要領4、 「紙巻たばこの本数、 や深へ。) 」 法第74条の4第2項の表の上欄に掲げ 同様式別表一記載要領4、 に改 いめる。 同項の表の上欄 同様式別表二 が敷め

の

無

お

だ

れ

に

っ

の

次

に に規定する葉巻たばこについて」に改め、 第十六号の五様式 を加え、 「法第74条の4第3項第2号」や「同条第3項第2 記載要領5中 「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除 「紙巻たばこについて」 「製造たばこ」の次以「(同項ただし書に規定する葉巻たば を 「紙巻たばこ及び法第74条の4第2項ただ . 中 に改め、 を加える。 同記載要領6中 · 「掲げ 14 (1 一 曲

第十六号の十三様式の備考の表を次のように改める。

| | 業 | 種 | | 略称 |
|----------------|---|----|----------|----|
| 法第144条の6に掲げるもの | | 石》 | 油化学製品製造業 | 石化 |

| 業種 | | | | 略称 |
|-------------------------|------|-------------|---|----|
| 法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの | 漁 | | 船 | 漁 |
| | 漁船り | 以外の船 | 舶 | 船 |
| 法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの | | 衛 | 深 | ⊞ |
| 法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの | 鉄道用車 | 鉄道用車両・軌道用車両 | 画 | 軌 |
| 法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの | 靊 | 業 | 樂 | 靊 |
| | * | 業 | 樂 | 林 |
| 法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの | ケメナ | メント製品製造 | 業 | 7 |
| | 生コンク | コンクリート製造業 | 業 | H |
| | 鉱物の | 描架事 | | 欽 |

| 杂 | 推 | * | * | | 航空 | | 倉 | 捲 | 舎み | F % |
|-----|---------|---------|---------|--------|----------|----------|----|---------|----------|-----------|
| 道事業 | 肥 製 造 業 | 村 市 場 業 | 材 加 工 業 | 棄物処理事業 | 空運送サービス業 | 物利用運送事業等 | 庫業 | 湾 運 送 業 | さいバラス製造業 | · 土工工事業 |
| 操 | 卷 用巴 | * | *加 | 落落 | 空空 | | 倉 | 巻 | が、 | \ <u></u> |

度燃費基準+10%達成」や「R2年度燃費基準+10%達成」以、 第十六号の四十三様式の表中「32年度燃費基準+30%達成」を「R2年度燃費基準+30%達成」に、 「30年)」を「R1年)」に改め、 同様式 「32年

記載要領を次のように改める。

第十六号の四十三様式記載要領 挿入

第十七号様式別表を次のように改める。

第十七号様式別表 (別添⑤) 挿入

第十七号の二様式別表を次のように改める。

第十七号の二様式別表 (別添⑥) 挿入

第十九号様式中「第321条の7の12第1項」を「第321条の7の13第1項」 に改める。

第二十四号様式記載要領2中 「及び第7項」 を 第6項及び第8項」 に · 改め る。

第二十五号様式記載要領4中 「又は第4項」 第4項又は第 5垣 に改める。

第三十三号の四様式記載要領を次のように改める。

第三十三号の四様式記載要領 挿入

第三十三号の四の二様式の表中 「30年排出ガス基準適合」 を「H30年排出ガス基準適合」に、 「21年排出ガ

ス基準10%低減」 を 「H21年排出ガス基準10%低減」以、 「32年度燃費基準+30%達成」 を「R2年度燃費基準

35%達成」 +30%達成」に、 を 「H27年度燃費基準+35%達成」以、 「32年度燃費基準+10%達成」 を「R2年度燃費基準+10%達成」に、 「27年度燃費基準+15%達成」 や「H27年度燃費基準+15 「27年度燃費基準+

%

強

成

」

に

改

める

。

附 則

(施行期日)

第一 条 この省令は、 令和二年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定め

る日から施行する。

附 則第九条 (地 方税法施行規則等 \dot{O} 部を改正する省令 (平成三十一年総務省令第三十九号) 附則第

三条の改正規定を除く。) の規定 公布の日

二 第十六号様式別表一 記載要領4及び5、 同様式別表二記載要領4、 第十六号の二様式記載要領4、 同

様式 別表一記載要領 4 同様式別表二記載要領 4 同様式別表三記 載要領4並びに第十六号の五様式記

載要領 (5及び 6 の改正 規定並 びに附 則第八条 の規定 令和二年十 月一 日

 \equiv 第一 条の九の七を第一 条の九の九とし、 第一 条の 九の六の次に二条を加える改正規定、 第二条の二第

十四四 四項 除 号の二様式、 の改正規定 条の二第八項」 並びに第一号の三様式、 及び第二条の三の六第六項 第五号の四様式、 (「第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百 に改める部分に限る。)、 同様式別表、 第一号の四様式、 0) 改正規定 第十七号様式別表及び第十七号の二様式別表の改正規定 同 条第五 第三号様式別表、 (昭和四 項の改正規定 十二年 第四号様式、 法律 同 第八十一号)」 同項を同れ 第四号 条第六項とする部分を **の** 二 を削 様式、 る部 分に限 第五

令和三年一月一日

匹 第二十四条の三十 九第一項第四号の次に三号を加える改正規定及び附則第六条の規定 令和三年十月

日

五. 匹 第三十四条第九項及び第三百十四条の二第九項」を「第三十四条第八項及び第三百十四 いう。)」を削る部分及び同項中「又は所得税法」を「又は同法」に改める部分並びに同条第五項中「 条第八項及び第三百十四条の二第八項」に改める部分、 第二条 の 二 の 改正 規定 (同条第四 項中 「第三十四条第九項及び第三百十四条 同項中 「(以下この項において「申告者」と の二第九 項 条の二第八項」 を

に改める部分を除く。)、

第二条の三の改正規定、

第二条の三の三第十項の改正規定

(「第二条の二第

規定 五項」 二条の二 の二第六項第二号」 (同 を「第二条の二第六項」に改める部分に限る。)、 第六項第二 条第 九 項中 号」 を 「第二条の二第五 「第二条 を「第二条の二第七項第二号」 の二第七項第二号」 項」 を 「第二条の に改める部分に限る。 に改める部分に限る。 二第六項」 第二条の三の五第二項の改正規定 に改 める部 及び第二条の三の 分及 並び び に 同 次条 条第 \mathcal{O} + (「第二条 六 規定 項 \mathcal{O} 中 改正 第 令

和

六年一

月一

日

六 進 \mathcal{O} 見 法 附 第十六条の十二第二項を同条第三項とし、 出 則第六条に \mathcal{O} L 部 <u>0</u> 改 を改 正 八項 正 規定及び第二十四条の五に一 す を んる法律 加 える 平 改 Ē 成三十年法律第六十二号) 規 定 (同条第 項を加える改正規定 同条第一項の次に一項を加える改正規定、 八十八項及び 附 第 則第 八十九項に係 条第三号に掲げ 卸売 市場法及び る部 分に 食品: る規 限 流 る。 定 第二十四条 \mathcal{O} 通 施 構 造 行 特 改 \mathcal{O} 善促 の 五 定 H 高

七 度情 報 通信 技術 活用シ ステムの開 発供給及び導入の促進に関する法律 (令和二年法律第 号) の施

八 附 則第 匹 |条の七第九項の改正規定 肥料取締法の一 部を改正する法律 (令和元年法律第六十二号) (T)

施 行 \mathcal{O} 日

行

め

日

(道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)

第二条 この省令に よる 改 Ī 後 \mathcal{O} 地 方税 法 施 行規則 (以 下 「新規則」 という。 第二条の二第四 項及び第五

項 \mathcal{O} 規定 は 令 和 六年 ·度以 後 \mathcal{O} 年 · 度分 0 個 人の 道 府県民税 及び 市 町 村 民税 に係 る 地 方税: 法 第四 十 五 条 の 二

第 項及び第三百 十七 条の二第一 項に 規定する申告書を提出する場合 同 法第四 十五 条 \mathcal{O} 三第 項 及 び 第

百十七条の三第 項の規定により提出されたものとみなされる場合を含む。 以下この条におい て同じ。

について適用 Ļ 令 和 五年度分までの個人の道府県民税及び市 町村民税に係る同法第四 十五条の二第

項及び第三百十七 条の二第一項に規定する申告書を提出する場合につい て は、 なお 従前 0) 例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第三条 新 規 則第七 条の二 0 八 及 CK 附 則第三条の二 の三の 規定は、 令和二年三月 から五日 月 ま での 期間 を 徴 収

取 扱費算定期間 (地方税法施行令の一部を改正する政令 (令和二年政令第百九号) による改正 後 \mathcal{O} 地 方税

法 施行令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一 第一 項に規定する徴収取扱費算定期間 を う。 次

項 か 5 第 五. 項 までにおい て同じ。 とする徴収 取 扱費 地 方税法第七十二条の 百 一十三第 項 反 てバ 附 則 第 九

条 \mathcal{O} + -四第一 項に規定する徴収取扱費をい う。 次項 か ら第五 「項までにおいて同じ。 の支払から適 用 でする。

替えて 条 九号。 新 法 法 方交付 この場合において、 Ò 政令第三十五条の十七第一項」 規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適用については、 附則第八条 十 という。 適用 税法 附則第三条の二の三第一項において 第一 され *Ø*) 項」 の規定に る政 附 部を改正 とあ 則 社会保障の安定財 令第三十五 第二条 るの よりなお する法律 は \mathcal{O} 規定によ 改 条 従 とあるのは 前の 正 \mathcal{O} 平 令 + -附則第7 例によることとされた地方消 り 七 成二十四年法律第六十九号。 源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地 第 なお従 「改正令」 項」 五条第 「地方税法施行令の一部を改正する政令 前 と の例によることとされ 新規 という。) 項後段の 則附 規定により 則第三条の二の三第 附則第五 費税 以下この条に \mathcal{O} た 一条第一 納付 読み替えて適用され 新規則第七条の二の 地 方消 額 項後段 の払 費税 お **(**) 項 込 又は 7 (令和二年政令 みが 中 0 地 規定により 地 「 政 方 あるときは 方 八八第 令 税法等 る政へ 税 法 附 令 等 則 項中 附 第六 読 第百 改正 改正 則 み

2 費基 条 の 二 の 令和二年三月か 一礎額 八及び (政令第三十五条の十七第一項に規定する」 附 則第三条の二の三の ら五月までの 期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払につい 規定の適用については、 とあるの は 新規則第七条の二の 「令和二 年三月の徴収取 八 第 ての 項 扱費基礎 中 新規 徴 収 額 則 第七 取 地地 扱

第六条の十一第一

項」とする。

礎 基 七 \mathcal{O} 六条の十一 12 方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百九号。 する令和二年四月及び五月の」 額をい 第 規定により読み替えて適用される政令附則第六条の 礎 お 額 V 項に て (改 正 . う。 改 第一項に規定する」とあるのは 規定す 令 正令」とい 及 附 i 則第五 び令和二年四 る令和二年三月 . う。 条第二 と、 月及び 附 項 三則第五名 の規定により読み替えて適用される政令第三十 \mathcal{O} 新 徴 規則附則第三条の二の三第一項中 五. 収 **一条第二** 月 取 扱費基础 \mathcal{O} 「令和二年三月の徴収取扱費基礎額 徴 項 収 礎 取 の規定に 扱 額 + 費基 をい う。 より 第一 礎 額 読 項に規定する令和二年三月 以下この項及び附則第三条の二の三第一項 改 及 み替えて適用 Ē び令和二年四 令附 「徴収取扱費基礎額 則第一 五. される政令第三十五条 (改正令附則第 一条第二 五条 月 及び \dot{O} 項 + 五. \mathcal{O} \mathcal{O} 七 月 規定に 徴 第 \mathcal{O} (政令附 五条第 収 徴 取 項 収 扱 に ょ 取 費基 り読 二項 則 の 十 規 扱 第 定 費

3 改 Ē 地 法 方 附則第八条 税法等改 正法附則第二条の規定によりなお従前 の規定によりなお従前 の例によることとされた地方消費税の の例によることとされた地 納付額 方消 の払 費税又は 込みが 地 方税法等 ある場合

項後段 の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八及び附則第三条の二の三の規定の適 用 に

に

おけ

る令和二年三月

か

ら五月ま

での

期

間

を徴収す

取

扱費算定期間とす

る徴収取

扱費の支払につ

V

て

 \mathcal{O}

第

4

替えて適用され

る政令附則第六

条の

+

第

項に規定する令和二年

应

一月及び

五.

月 の 」

とする。

第五 兀 改 第 徴 される政 規 額 0 (令和二年政令第百九号。 月及 とあ 項に 改正 正令附則第 定に 収 7 地 ては、 項 取 条第三 び五 るのは 後段段 方 規定する」 扱費基 ょ 令附 ŋ 税 並月の徴. 読 項 という。 法施 同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中 \mathcal{O} 則第 規定 礎 み替えて適用され の規定により読み替えて適用され 五条第一 「令和二年三月 額 行 とあ によ 六条 収 をいう。 令 取 \dot{O} るの り 附 扱費基礎 項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一 \mathcal{O} + 読 則 部を改一 は 第 み替 以下この項及び附則第三条の二の三第一項において 第 の徴 及び令和二年四月 五. 「令和二 る政 額 え 条 正する政令 項に 第 収 て適用される新 改 取 令第三十 年三 項 正令附則第五条第三項の 扱費基礎額 規定する令和二 後 月 段 (令和) 五. \mathcal{O} \mathcal{O} 及び 規定 徴 条 る政令第三十五条 規 収 \mathcal{O} 二年政 (改正令附則第五条第三 + 五. 取 に 則 一年三月 月 より 七 扱 附 令第一 第 \mathcal{O} 費基礎 則第三条 徴収 読 項に $\hat{\mathcal{O}}$ み替えて適 百 徴 規定により読み替えて適用される政令 取 九号。 額 扱費基 の十七 収 の二の三 規定する合 (地 取 方 附則第三条 扱費基礎 礎 第一項に規定する令和二年三月 税 用 項の 一第 され 額 法施行令の一 和二 改 規定により読 項 額 る 「改正令」 年 のニの 中 Ī 政 をいう。 令 令 兀 徴 附 月 第三十五 部を改正 三第 第 収 及 則 徴 という。 第五 び 取 及び令が 項に 収 み替えて 五. 扱 項に 取 費 条第三項の 月 条 山す! 基 \bigcirc 規定する 扱費基礎 \mathcal{O} Ź 和 礎 + お と 附 二年 適 附 政 七 額 1 則 用 \mathcal{O} 令 則 第 7

第六条の十一第一項に規定する令和二年四月及び五月の」 とする。

4

礎 基 七 費基礎 六条の十一第一項に規定する」とあるのは する令和三年四月 に 条 み替えて適用される政令附則第六条の十 の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一 方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第百九号。 額をい 第一 礎 お 令和三年三月 ζ) 額 て 項に規定する令和三年三月 0) 額 改 . う。 八及び 「改正令」という。 (政令第三十五条の十七 正 令附 及び令和三年四月及び 附 カ 及び I 則第五 ら五 則第三条 ガ月までの 五月の」 条第七 の二の三の \mathcal{O} と、 附則第五条第七項の規定により 期間 項 の徴 第一項に規定する」 0) 新 規 を徴 定に 五. 収 規定 規 月の 須則附則第三条の二 取扱費基礎額 収 第一 より読 取 \mathcal{O} 「令和三年三月の徴収取扱費基礎額)徴収1 適 扱費算定 項に規定する令和三年四月及び五月の」とする。 用 につ 取 み替えて適用される政 扱費基 期間 とあるのは をいう。) V --一礎額 第一 は、 の三第 とする徴収 、読み替えて適用される政令第三十五 新規則 項に規定する令和三年三月の徴収取. 以下この項及び附則第三条の二の三第一 (改正· 及び令和三年四 「令和三年三月 項 中 令附 第七 取扱費の支払 令第三十五]則第 徴収 条 の 二 五 取 (改正令附則第 |条第七| 扱費基 月及び の徴 0) に 条 八 \mathcal{O} 収 第 つい 項 礎 + 五. 取 ての 額 扱費 \mathcal{O} 項 Ł 月 規定に 第 \mathcal{O} 中 **(**政 五条第一 徴 新 基 規則 令 項 収 礎 徴 ょ 扱 附 に 取 額 収 り読 費基 第七 七 規 扱費 の 十 則 取 地地 第 定 項 扱 項

項 額 に 改 0 後段 いては、 お 正 地 (地方税法施 方 法 け |税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等 0) る合い 附則第八 規定に 同項後段の規定により読み替えて適用される新規則第七条の二の八第一項中 和三年三月 行令の一 ょ 条 の 規 り読み替えて適用される新規則第七条の二の 定に か 5 部を改正する政令(令和二年政令第百九号。 より 五 月 な ま で お 0) 従 期 前 間 \mathcal{O} 例によることとされた地 を徴 収 取 扱 費算定期 人 間 及び とす 方消 附則第三条の二の三第一 る徴 附則第三条 費 税 収 \mathcal{O} 取 納 扱費の支払 の 二 付 額 の 三 $\widehat{\mathcal{O}}$ 払 徴 込み 0) につ 収 規 項に が 取 定 1 扱費 あ 7 \mathcal{O} る場合 適 お \mathcal{O} 基礎 用 7 に

(令和二 項に 改正令」 規定する」 年 という。 政令第 とあ 百九号。 附則第一 るの は 以下こ 五条第一項後段 令 和三 0) 項 年三 及び 月 附則 \mathcal{O} \mathcal{O} 第三条 徴 規定により読み替えて適用され 収 取 の 二 扱 費 <u>一</u>の 三 基 礎 一第 額 (地 項に 方 お 税 法施 1 7 行令 る政令第三十五 「改正令」 \mathcal{O} 部 とい を改 . う。 条 正 す 0 Ź + ·七第 附 政 崱 令

第五

条第八項

の規定により読み替えて適用される政令第三十五条の十七

第一項に規定する令和三年三月

 \mathcal{O}

徴 規 定に 収 取 ょ 扱費基礎額をいう。 り読み替えて適用される政令第三十五 及び令和三年四月及び五月の徴収取扱費基礎額 条 の十七 第 項に 規定する令和三年 (改正令附則第五条第八項の 应 月及び五 月 ク り し と

第 項後段の規定により読み替えて適用される新規 則附則第三条の二の三第一 項 中 「徴収・ 取扱費基礎 額

され 兀 改正令附則第五条第一項後段の規定により読み替えて適用される政令附則第六条の十一第一項に規定する 一月及び とあ る政 るのは 令附品 五. 月 0 則第六条の 「令和三年三月 徴 収取 扱費基礎 + 第 の徴 額 収取 項に (改 正 規定する令和三年三 扱費基礎額 令附則第五条第八 (改正令附則第五条第八項の 項の 月の 規定により読み替えて適用される政令附則 徴 収 取 扱費基礎 額をい 規定により読み替えて う。 及び 令 和 適用 年

(自動車税に関する経過措置)

第六条の十一第一

項に規定する令和三年四月及び五月の」とする。

第四句 条 新規則第十 -六号の 四十三様式は、 この 省令 の施 行 の 日 〇 以 下 「施行日」という。) 以後 の自 動 車の

取 得に 対対 して課すべ き自 動 車 税 \mathcal{O} 環境: 性 能割 に つい て適用 Ļ 施行 日 前 の自動 軍 の取得に対 し て課する自

動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

固定資産税に関する経過措置)

第五 条 新規則附則第六条第二十五項の規定は、 施行日以後に取得される同項に規定する車両に対して課す

き固定資産税につい 、て適用・ し、 施行 日前に取得されたこの省令による改正前 の 地 方税法施行規則附 則第

六条第二十五項に規定する車両に対して課する固定資産税については、 なお従前 の例による。

(特定書面等地方税関係申告等に関する経過措置)

第六条 新規則第二十四条の三十九第一項 (第四号の二から第四号の四までに係る部分に限る。 の規定は

附則 第 条第四号に掲げる規定 の施 行の 日以後に行わ れる地方税法第七百四十七条 の二第二 一項の特 定書

面等地方税関係申告等について適用する。

(地方自治法施行規則の一部改正)

第七条 地方自治法施行規則 (昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記 ・歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳入の表都道府県の項の欄中及び目 0 欄中 地方法

人特別讓与税」 を 特別法人事業讓与税」 に改め、 同表市町村の 目 \mathcal{O} 欄中 環境性能割」 を 2

環境性能割

に改め、 同表市町村の款の欄中「20 市 (町村) 債」を「21 # (町村) || に改め、

種別割」

~1 環境性能割交付金」 の款 から「19 諸収入」 の款までを一号ずつ繰り下げ、 同表市町村の欄中

「 | 6 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金

に、 め、 ∞ 同表の備考1中「1 0 0 ~1 地方特例交付金」を「9 地方特例交付金」に、「12 地方特例交付金」を「13 地方消費税交付金 地方消費税交付金 法人事業税交付金 地方法人特別讓与税」や「1 地方消費税交付金 法人事業税交付金 特別法人事業議与税」に改め、 地方消費税交付金 地方消費税交付金 法人事業税交付金 地方特例交付金 同表の備考2中

に改

を

| | | | \neg | | | |
|----------|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ∞ | 7 | | 6 | | 7 | |
| 環境性能割交付金 | 地方消費税交付金 | | 法人事業税交付金 | | 環境性能割交付金 | |
| | Ľ | H | | Н | | <u> </u> |
| | 地方消費税交付金 | 法人事業税交付金 | | 環境性能割交付金 | | 地方消費税交付金 |
| - | _ | 1 | | Н | H | |
| 地力相其他关门还 | · 古 治 博 哉 水 子 冷 | 法人事業税交付金 | | 環境性能割交付金 | 地方消費税交付金 | |
| | に、 | | | _ | を | |

| | | | | | | \neg | | |
|----------|----------|------------|---|----------|----------|----------|-----------------|-----------|
| 10 | 9 | | ∞ | | | 7 | | |
| 軽油引取税交付金 | 環境性能割交付金 | | ゴルフ場利用税交付金 | | | 地方消費税交付金 | | |
| | Ľ | - | _ | | 1 | | | H |
| | 環境性能割交付金 | | 17.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1. | | 地方消費税交付金 | | | 環境性能割交付金 |
| Н | | 1 | | H | | | <u> </u> | 1 |
| 環境性能割交付金 | | ゴルフ揚利用税交付金 | | 地方消費税交付金 | | | 坂克(生配剖父(寸金) | 道法是各种一个人人 |
| | | | | | | L | _ | |

| 7 法人事業税交付金 | | | | | 村助成交付金 | 11 国有提供施設等所在市町 | | | | |
|----------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|----------------|----|-------------|----------|---|
| | | | | | | 計 | | | | |
| | | | | _ | | | | | | ı |
| 法人事業税交付金 | | | 村助成交付金 | 国有提供施設等所在市町 | | | | | | : |
| | | 1 | | | | | | 2 | 1 | |
| | 村助成交付金 | 国有提供施設等所在市町 | | | | | 付金 | 旧法による軽油引取税交 | 軽油引取税交付金 | |

| 11 | 10 | | 9 | ∞ | |
|----------|----------|------------|------------|----------|----------|
| 軽油引取税交付金 | 環境性能割交付金 | | ゴルフ揚利用税交付金 | 地方消費税交付金 | |
| Ľ | 1 | 1 | | 1 | |
| 軽油引取税交付金 | 環境性能割交付金 | ゴルフ場利用税交付金 | | 地方消費税交付金 | |
| H | H | \vdash | H | | 1 |
| 軽油引取税交付金 | 環境性能割交付金 | ゴルフ場利用税交付金 | 地方消費税交付金 | | 法人事業税交付金 |
| に 改 | | | | | |

| | 「 7 地方消費税交付金 | 別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳出の表都道府県の項の欄及び目の欄中 | める。 | | | | | 村助成交付金 | 12 国有提供施設等所在市町 | | |
|------------|--------------|---|-----|--------|-------------|--------|---------------|--------|----------------|----|-------------|
| 1 地方消費税交付金 | | 《び目の区分の歳出の表都道府県 | | | | 村助成交付金 | 1 国有提供施設等所在市町 | | | | |
| | | 県 の 項 | | | Н | | | | | | 2 |
| | | の欄及び目の欄中 | | 村助成交付金 | 国有提供施設等所在市町 | | | | | 付金 | 旧法による軽油引取税交 |

| | 9 | | 8 | | 7 | | 10 | | 9 | | 8 |
|------------|------------|----------|----------|----------|----------|--------|--------|----------|----------|------------|------------|
| | ゴルフ場利用税交付金 | | 地方消費税交付金 | | 法人事業税交付金 | | 利子割精算金 | | 環境性能割交付金 | | ゴルフ場利用税交付金 |
| H | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| ゴルフ場利用税交付金 | | 地方消費税交付金 | | 法人事業税交付金 | | 利子割精算金 | | 環境性能割交付金 | | ゴルフ場利用税交付金 | |
| に改める。 | | | | | | | | | を | | |

11 10 環境性能割交付金 利子割精算金 利子割精算金 環境性能割交付金

別記歳入予算に係る節の区分の表節の欄中「もの」の次に「及び通の区分や櫻田勳世常とし田の区分や

環境性

語判とするもの」を加える。

(地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第八条 地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十五号) の一部を次のように改

正する。

第十六号様式別表一記載要領4及び第十六号の五様式記載要領5の改正規定中「「無74%の4無3遍無

2 号」や「第74条の4第3項第1号」」 や「「同条第3項第2号」 を 「同条第3項第1号」」 に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

別記第一号様式 (別添①) 挿入

別記第二号様式を次のように改める。

別記第二号様式 (別添②) 挿入

(地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第九条 地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第三十九号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条のうち地方税法施行規則附則第三条の二の次に一条を加える改正規定中 「国税関係法令に係る行

政手続等に おける情報通信 \mathcal{O} 技術 の利用に関する省令」 を 「国税関係法令に係る情報通信技術を活用 した

行政の推進等に関する省令」に改める。

附則第三条中 「附則第六条第五項」 を 「附則第六条第四項」に改める。

附則第五条中 「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税

関係法令に係る情報通信技術を活用し た行政の推進等に関する省令」 に改める。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規 別の一 部改正)

第十条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則 (平成三十一年総務省令第四十号)の一部を

次のように改正する。

附則第 条 中 「平成三十一年度分」 を「令和元年度分」 に改める。

附則第二条 (見出しを含む。) 中「附則第三条第一項」 の下に「又は第二項」を加える。

附則第三条の見出し中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和元年度から令和三年度まで

に改め、 同条中「平成三十一年度から平成三十三年度まで」を「令和元年度から令和三年度まで」に改

め、「附則第三条第一項」の下に「又は第二項」を加える。